25 まもろう 憲法25条
いのちのとりで裁判 全国アクション NEWS
発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047　大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎
いのちのとりで 検索
24号　2023年5月発行

院内集会、約1000名の参加で大盛況

―今こそ　生活保護をあたりまえの権利に!―

リアルで 190 人、オンラインで 600 人参加

2023 年 4 月 17 日、「今こそ 生活保護をあたりまえの権利に！～『いのちのとりで裁判』の成果と課題～」を、衆議院第一議員会館の大会議室で開催しました。会場には 190 人、オンラインで 600 人以上が参加いただき、大盛況でした。また IWJ も生配信し、ここでも 170 人以上が視聴しました。

大阪高裁判決の問題性を鋭く指摘

冒頭、いのちのとりで裁判の現状と課題について、事務局長の小久保哲郎弁護士から基調報告。直近に逆転敗訴となった大阪高裁判決の問題性を鋭く指摘し、裁判の要点を分かりやすく説明しました。

原告は「黙ってへんで、大阪は！」

各地の原告からの発言、トップバッターは大阪訴訟の新垣敏夫さん。新垣さんは、「黙ってへんで、大阪は！」と声を張り上げ、会場を沸かせました。

続いて、北海道、神奈川、静岡、青森（オンライン）、和歌山（オンライン）、京都、愛知などの原告の方々が次々と裁判にかける思いと、苦しい生活の実情を訴えました。

国会議員からの励ましのメッセージ

統一地方選の真っただ中にもかかわらず、集会に日本共産党の宮本徹議員、れいわ新選組の木村英子議員、天畠大輔議員が参加、連帯のご挨拶をいただきました。

特に木村議員は、ご自身が議員になる前に生活保護を利用して地域で自立した生活を送っていた頃に感じた理不尽な思いを語り、ひときわ大きな拍手を浴びていました。国会のため時間が取れないとしてご挨拶いただけませんでしたが、日本共産党の倉林明子議員も励ましに立ち寄られました。

また、13 名の国会議員の方々からメッセージをいただきました。さらに、各党の議員秘書の方も数多く集会に参加され、メモを取っておられました。

「行動提起」を確認

集会は、共同代表のリレートークとして、稲葉剛さん（つくろい東京ファンド）、雨宮処凛さん（作家）などのスピーチのあと、尾藤廣喜弁護士が、「行動提起」が報告され、満場の拍手で確認されました。閉会の挨拶を共同代表の藤井克徳さんがしました。なお、「行動提起」については、４面に掲載しています。

奈良地裁でも勝訴！！

2023年4月11日、奈良地方裁判所は、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。ただし、保護費減額処分後に審査請求をしていなかったため、保護費の増額変更申請をしたうえでその却下処分の取消しを求めた原告については、請求が棄却されました。「勝訴」の旗とともに「不当判決」の旗が掲げられているのはそのためです。減額処分の違法性が認められた点において、実質勝訴判決といえます。

「デフレ調整」を違法と認める

判決は、生活保護基準の変更が専門家会議の検討結果を踏まえて行われてきた経緯を考慮し、統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性について、より慎重に審査する必要があるとしたうえで、「デフレ調整」について、厚生労働大臣の判断過程に過誤があると判断しました。弁護団は「原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止めた」と評価しています。

大津地裁、原告の訴えを退ける

裁判官は保護利用者の状況を知っているのか疑問

「デフレ調整」など裁量権の範囲内と・・・

4月13日、大津地方裁判所は、生活保護基準を改定する厚生労働大臣に裁量権が認められるとし、専門家会議の検証の関係や「デフレ調整」や「ゆがみ調整」のあり方に踏み込まず、引き下げの判断の過程や手続きに誤りや欠落があったとは言えず、裁量権を逸脱・濫用したものではなかった等として、原告の訴えを退ける判決を言い渡しました。

弁護団は「納得がいく内容ではない」

判決後の記者会見では、団野克己弁護団長が「内容は一応外形的にはそれぞれの言い分を考慮したとなっているが、納得いく内容ではなかった」と述べ、控訴する方針を示しました。

原告の50代男性は「生活保護を受けている者の状況を本当に知っているのか疑問に思います。本当に生活保護受給者のことを考えてもらっているのかなという思いです」と話しました。

これ以上の「先祖返り」は許さない！

まさかの大阪高裁判決、逆転敗訴

「最低最悪」な名古屋判決に、「先祖返り」

４月14日、大阪高等裁判所は、保護費の減額処分の取消しを命じていた一審判決を取消し、請求を棄却する判決を言い渡しました。最初の控訴審判決として言い渡されたこの判決は、最近の判決の流れに逆行し、「最低最悪」だった名古屋地裁判決に「先祖返り」したかのような内容でした。しかも、判断枠組みを大きくすり替え、中身の審査にはほとんど入らない、特異で説得力を欠く判断です。

専門機関の検証をほぼ全否定

判決は「生活保護法は外部専門家による検証を要件としていないから、専門家による検証等は、厚生労働大臣による判断の合理性を担保する手段」に過ぎないとし、厚生労働大臣自体に専門性が備わっていることを前提に専門機関の役割をほぼ全否定しています。そして、先例とする最高裁判決が求めている「専門的知見との整合性」の審査について、違法となるのを「確立した専門的知見との矛盾が認められる場合」に限定するという独自の高いハードルを加え、最高裁判決の規範を改変しています。

（報告集会で発言する新垣敏夫さん）

「デフレ調整」に踏み込まず

判決は「生活保護受給世帯の消費構造を考慮するか、考慮するとしてどの程度考慮するかは、…厚生労働大臣の裁量」とし、一切審査していません。

（判決にはマスコミも注目していた）

厚労大臣に専門性がある？

判決は、「デフレ調整の実施といった専門技術的知見を踏まえた政策判断の当否について、（基準部会の）意見を聴取しその取りまとめを依頼するのが適切であるとは必ずしもいえない。他に、このような意見聴取を行うべき適切な専門家機関が存在することを認めるに足りる証拠もない」とまで述べています。

「みんな苦しいんだからガマンしろ」

原告らの生活実態については「生活環境の悪化による苦痛は、リーマンショック後の経済状況の悪化の中で…国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」と切り捨てました。

これからの勝訴獲得を誓い合う

判決後に開かれた報告集会には、マスコミや全国から集まった原告、支援者など約160人が詰めかけました。原告共同代表の新垣敏夫さんは、「今日の結果は、非常に怒り悔しさに満ちた判決だったと思います。非常にショックです」と語りました。

最後に皆で「頑張ろう！」の声をあげ、後続の全国の高裁、そして最高裁での勝利獲得を誓い合いました。この不当な判決に対し、４月20日には大阪弁護士会が批判声明を出しています。

行　動　提　起　（2023 年 4 月 17 日院内集会）

●私たちが求めること(試案)

1　被害を回復すること

① 平成 25 年改定について原告及び全ての生活保護利用者に対して謝罪すること

② 原告及び全ての生活保護利用者について、平成 25 年改定前の基準（基準額表の基準①）に消費増税に伴う増額調整をした基準額表に是正し、未払い分を遡及支給すること

2　生活扶助基準の改定方法を適正化すること

① 生活保護基準の改定にあたっては基準部会等の検証を経ることを制度化すること

② 基準部会委員に当事者、弁護士、支援者を入れること

③ 低所得者の消費水準との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式による新たな検証手法を早急に開発すること（令和 4 年検証や級地統合による更なる引下げは当然行わないこと）

④ 夏季加算を創設すること

3　すべての人にとって利用しやすい生活保護制度にすること（運用の改善）

① 申請者の同意なき扶養照会を廃止すること

② 処分価値の乏しい自動車について生活用品としての保有を容認すること

③ 大学生等の世帯分離をやめること

④ 人権としての生活保護制度の広報・啓発を強化すること、人権教育を徹底すること

4　「生活保障法」を制定すること

① 法律の名称を「生活保障法」とし用語も置き換えて権利性を明確にすること

② 国と実施機関の周知・広報、教示・助言義務を法定し、捕捉率の調査・向上義務を明記すること

③ 生活保護基準の改定にあたっては、専門家による審議会の意見を聴き透明性を確保することを法定し、審議会に当事者、弁護士、支援者を入れること

④ 住宅、教育、医療、生業の各扶助について 1.3 倍基準での単給を認めること（住居確保給付金の支給要件を緩和することを含む）

⑤ ケースワーカーの増員と専門性確保を法定すること

● 実現のためのアクションプラン

1　訴訟体制の再構築

地裁、高裁の全国的連携をさらに深めながら、各地裁、高裁の訴訟内外を通じて、大阪高裁判決の問題点を周知、克服する取組みを強める

2　約 1 年かけて可能な限り 29 の全地域で以下のような集会と集会に向けた取組みを行う

・日弁連や他団体と連携した生活保障法制定運動の一環として行う（弁護団・支援の会などが中核となって実行委員会的なものをつくる）

・集会にあたって地元のマスコミ（全国紙・地方紙）に対し、（連載）記事や社説の掲載を働きかける

・集会にあたって与党を含む地元の国会議員（厚生労働委員等）に対し、出席やメッセージ・写真の提供を呼びかけ、「賛同国会議員メッセージ集」を作成する

・情報を集約し、連動させる

3 上記取組みの結節点として、2024 年 4 月（5 月）ころに日比谷野外音楽堂で大規模な集会・パレードを行う

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070−49720311 口座名義　いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合　【店名】408(読み　ヨンゼロハチ)　【店番】408

【預金種目】普通預金　【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。